

議員立法審議会 報告書

～空き家対策に関する条例制定に向けて【第2期】～

令和3年10月

都城市議会 議員立法審議会

目次

1 背景	2
2 調査研究の経過	3
3 都城市空家等の適正管理に関する条例（案2）	6
4 逐条解説	8
5 パブリックコメント	11
(1) 概要	
(2) パブリックコメント実施要項	
(3) 意見情報提出書	
(4) パブリックコメント公表内容	
6 議会審議結果	16

その他

議員立法審議会委員名簿

1 背景

都城市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、特措法という）を受け、平成27年度全戸調査を行い、空き家等候補件数が市内全域で3007件であり、そのうち平成27年度自治公民館アンケート調査の結果では、特定空き家等候補件数が983件あるとの結果を得ている。この空き家に関する問題は、自治公民館を始め、市内全域で大きな問題となっている。本市では、空き家等に対する対応として、都城市環境保全条例や都城市空家等対策計画等を基に対応することとしており、特定空家については特措法の定めにより対応することとしている。

以上のことから、都城市議会として、平成31年2月に議員立法審議会提案書を提出し、令和元年7月に議員立法審議会を設置し、増え続ける空き家等に対応するために「空き家対策条例」の制定に向けて取り組んできた。条例案1「都城市空家及び空地の適正管理及び有効活用に関する条例」の作成及びその課題について検討を重ねてきた。しかしながら、1年間の期間で、一から条例を制定することの難しさ、議員立法審議会設置規定に関する課題等も判明することとなった。また、議員立法審議会の設置期間は原則1年となっているため、条例案1自体の検討課題の解消及び条例制定を期間内に行うことが困難であった。そのため、議員立法審議会を一度解散、再度設置し、引き続き「空き家対策条例」の制定に向けて取り組むこととなった。

※「空家」、「空き家」の表現について、特措法に基づく表現は「き」を抜き、基づかないものは「き」を入れている

2 調査研究の経過

議員立法審議会では、条例制定に向けて昨年の検討結果を引き続き行い、次のような調査研究活動に取り組んできた。

日付	活動 実施スケジュール（中分類）	内容
令和2年 10月2日	第1回 議員立法審議会	① 議員立法審議会設置について ② 役員の指名について ▽配付資料 ・都城市議員立法審議会設置規定 ・都城市議会議員立法審議会 報告書
10月15日	第2回 議員立法審議会	① 議員立法審議会 報告書について ② 全大会について
11月11日	第3回 議員立法審議会 実施スケジュール 中分類 11) 条例案の作成	① 報告書について ② 条例案の作成
11月20日	第4回 議員立法審議会 実施スケジュール 中分類 11) 条例案の作成	① 条例案の作成 ▽配付資料 ・条例案2
12月17日	第5回 議員立法審議会 実施スケジュール 中分類 11) 条例案の作成	① 条例案の作成 ▽配付資料 ・空家条例集*緊急安全措置関係 ・空き屋対策に関する実態超 結果報告書 総務省行政評価局
令和3年 1月8日	第6回 議員立法審議会 実施スケジュール 中分類 11) 条例案の作成	① 関係各課等の意見聴取 (総務部総務課 法制担当) ② 条例案の作成 ▽配付資料 ・総務部総務課法制担当 聞き取り事項
1月29日	第7回 議員立法審議会 実施スケジュール 中分類 11) 条例案の作成	① 条例案の作成 ② スケジュール確認

2月8日	第8回 議員立法審議会 実施スケジュール 中分類 11) 条例案の作成 中分類 12) 逐条解説の作成	① 関係各課等の意見聴取 (総務部総務課 法制担当) (土木部建築対策課 空家対策担当) ② 条例案の作成 ③ 全体会議について
2月16日	第9回 議員立法審議会 実施スケジュール 中分類 12) 逐条解説の作成	① 逐条解説の作成 ② スケジュール確認
令和2年 2月25日	第10回 議員立法審議会 実施スケジュール 中分類 12) 逐条解説の作成	① 逐条解説の作成 ② スケジュール確認
2月25日	議長報告	審議経過を議長へ報告 「都城市空家等の適正管理に関する条例(案)」 「逐条解説(案)」
3月11日	全体会議	全議員に対して、条例案、逐条解説の説明 ▽配付資料 ・「都城市議会議員立法審議会の審議状況について」 ・「都城市空家等の適正管理に関する条例(案)」 ・「逐条解説(案)」 ・「今後のスケジュール」 ・「第2期令和2年10月2日から※原則1年以内」
3月19日	第11回 議員立法審議会 実施スケジュール 中分類 12) 逐条解説の作成 中分類 13) パブリックコメント	① 逐条解説の作成 ② パブリックコメントの実施について ▽配付資料 ・令和3年度都城市空家等の適正管理に関する条例 パブリックコメント実施要項(案) ・意見・情報提出書 ・掲載依頼書 ・広報都城_掲載イメージ
6月28日	第12回 議員立法審議会 実施スケジュール 中分類 13) パブリックコメント 中分類 15) 条例形成過程のまとめ	① パブリックコメントについて パブリックコメントの結果 提出された意見に対する市議会の考えの検討 市議会の考えのまとめ方 ② 今後のスケジュール ▽配付資料 ・都城市空家等の適正管理に関する条例(案)に係る

		<p>パブリックコメント結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果 公表事例集 ・都城市情報公開条例
7月19日	<p>第13回 議員立法審議会 実施スケジュール 中分類 13) パブリックコメント 中分類 14) 関係機関との合意 中分類 16) 議会調整</p>	<p>① パブリックコメントについて 市議会の考え協議・決定 提出意見の公表内容</p> <p>② 施行規則に対する意見要望の方法について確認</p>
8月10日	<p>第14回 議員立法審議会 実施スケジュール 中分類 15) 条例形成過程のまとめ</p>	<p>① 議案の提案理由について</p>
8月23日	<p>第15回 議員立法審議会 中分類 15) 条例形成過程のまとめ 中分類 16) 議会調整</p>	<p>① 報告書作成 ② 9月定例会上程に向けた準備</p>
9月2日	<p>全体会議</p>	<p>全議員に対して、審議会の報告 ▽配付資料 ・「報告書」</p>
随時	<p>事前協議会</p>	<p>役員及び政策提案会派は、各議員立法審議会開催前に研修及び資料確認を実施</p>

3 都城市空家等の適正管理に関する条例(案2)

条例案1「都城市空家及び空地の適正管理及び有効活用に関する条例」の各条文において、法制担当から指摘された懸念材料（詳細は前期報告書）を元に検討を行った。また、条例案2「都城市空家等の適正管理に関する条例」の作成に当たっては、事前協議会で以下の項目について、気を付けながら原案を修正し、議員立法審議会で審議を行った。

- ・特に注意すべき点として指摘された、「財産権、警戒空家、空地、行政代執行、管理不全、調査、訴訟」に関して、問題がないか検討する。
- ・特措法に準じた条文にする。
- ・各条文に齟齬や矛盾が生じていないようにする。
- ・他の自治体（柏木市、愛西市、知多市、山陽小野田市、大田原市、佐渡市、紋別市、北広島市、鯖江市、かすみがうら市、大分市、長崎市）の条例も参考に参照した。

立法審議会での審議の結果、「緊急安全措置」に重点においた条例案2（次ページ）の形となった。そこで、緊急安全措置のある自治体の条例（坂戸市、品川区、世田谷区、京都市、尼崎市、唐津市）との比較も行った。また、以降に提示する逐条解説は、あま市、世田谷区、近江八幡市、上越市等の逐条解説を参照しながら作成した。施行規則に関しては、執行部が条例案可決後に作成するため、立法審議会としては、愛西市の規則を提示（事前協議会で、愛西市、坂戸市、品川区、世田谷区、京都市、唐津市を参照し選択）し、文書にて意見を述べる程度とした。

都城市空家等の適正管理に関する条例(案2)

(目的)

第1条 この条例は、適切に管理されていない空家等が防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、都城市における空家等の適切な管理を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、法と一体的な運用を図り、安心安全な生活環境の保全を図り、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報提供)

第5条 市民等（市内に居住する者、市内に滞在する者、市内において就業し、又は就学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等があると認めるときは、市に対し、その旨を報告するよう努めるものとする。

(緊急安全措置)

第6条 市長は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等が、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、所有者等の特定若しくは所有者等との折衝に時間を要する場合又は所有者等と連絡がとれない場合に限り、その危険な状態を回避するため、必要な最小限の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該の空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。

3 第1項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

4 逐条解説

1、第1条(目的)

(目的)

第1条 この条例は、適切に管理されていない空家等が防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、都城市における空家等の適切な管理を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、法と一体的な運用を図り、安心安全な生活環境の保全を図り、地域の活性化に寄与することを目的とする。

空家等の中には、適切な管理が行われておらず、結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。

本条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)に定められている事項以外に、本市が空家等の適切な管理に対して必要な事項を定めることにより、法と一体的な運用を図り、安心安全な生活環境の保全を図り、地域の活性化に寄与することを目的としています。

2、第2条(定義)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

この条例において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法の第2条の定義によります。

「空家等」は、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)として定められています。

「特定空家等」は、

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、
 - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態、
 - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、
- にある空家等として定められています。

参考 (都城市空家等対策計画)

- ・「居住その他の使用がなされていない」ことが「常態である」とは建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね年間を通して建築物等の使用実態がないことは1つの基準として考えています。
- ・長屋や集合住宅については、当該住宅内のすべての住戸が空き家となった場合に、当該住宅は、「空家等」に含まれることとなります。

3、第3条(空家等の所有者等の責務)

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

第一義的には、空家等の所有者又は管理者が維持管理責任を負うことが前提となることから、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼす状態にならないよう、所有者等（所有者又は管理者）は常に自らの責任において適切に管理することを責務として定めたものです。

4、第4条(市の責務)

第4条 市は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

市は、法に定められた「所有者等による空家等の適正な管理」、「特定空家等の発生予防」等に関する対策を実施するために、空家等対策計画で総合的かつ計画的に講じることを規定しています。

これに基づいて市では、建築対策課の設置をはじめ、内部部局の連携体制を構築するなど、空家等対策の実施体制の整備を行います。また、市内の空家等の実態把握に努め、空家等に関する情報のデータベース化や特定空家判定表の作成などを行うことにより、空家等対策のより効果的で効率的な推進を図ります。

5、第5条(情報提供)

(情報提供)

第5条 市民等(市内に居住する者、市内に滞在する者、市内において就業し、又は就学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等があると認めるときは、市に対し、その旨を報告するよう努めるものとする。

空家等の問題は防災・衛生・景観等多岐にわたり、地域全体の問題にまで波及する恐れがあることから、市民等は適切に管理されていないと思われる空家等を発見したときは、市に情報提供をするよう努めることとしています。

6、第6条（緊急安全措置）

（緊急安全措置）

- 第6条 市長は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等が、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、所有者等の特定若しくは所有者等との折衝に時間を要する場合又は所有者等と連絡がとれない場合に限り、その危険な状態を回避するため、必要な最小限の措置を講ずることができる。
- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該の空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。
- 3 第1項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

台風などにより空家等（※第2条の定義を参照）の一部が飛散すること又は崩落することにより、人の生命や身体、財産に被害を及ぼすことが明らかな場合で、かつ、緊急に対応する必要があるために所有者等に指導等を行う時間的余裕がないとき、又は所有者等に指導等を行ったが所有者等の対応を待っている時間的余裕がないときは、所有者等の同意がなくても、市が必要な最低限度の範囲で危険を回避する措置（緊急安全措置）を講じることができるものとします。

第2項は、措置に当たっては、所有者が不明などの理由で通知出来ない場合にあっては、公告をもって通知に代えることを想定したものです。危険が差し迫っており事前に通知する時間的余裕がない場合は、事後の通知や公告による場合があることを規定したものです。

第3項は、緊急安全措置を行おうとする者は、身分を示す証明書を携帯します。関係者から身分を尋ねる請求があった場合は、証明書を提示します。

第4項は、緊急安全措置に費用を要した場合は、原則所有者等に請求するものとしています。

7、第7条（委任）

（委任）

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項や様式等については、市長が規則において定めるものとします。

5 パブリックコメント

(1) 概要

市民等のみなさまから幅広くご意見など（何かお気づきの点、情報、どのようなことでも可）をいただくため、以下の概要で、パブリックコメントを実施した。

- ① 意見等の募集期間： 令和3年5月14日（金）午前8時30分～
令和3年6月14日（月）午後5時15分

② 意見等募集のための参考資料

- ・都城市空家等の適正管理に関する条例（案）
- ・逐条解説（案）

③ 参考資料の設置場所等

- ・都城市議会のホームページ
- ・都城市議会事務局
- ・情報公開コーナー
- ・各総合支所地域振興課
- ・各地区市民センター

④ 意見等の提出方法

- ・「意見・情報提出書」に、住所、氏名、または団体名等を明記し、ご意見箱へ投函
- ・封書で都城市議会事務局へ郵送または持参
- ・ファクスでの提出
- ・メールでの提出

⑤ 意見等の取扱い

提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行い、提出されたご意見の概要及びこれに対する市議会の考え方を公表する。（住所、氏名などの個人情報公表しない。）

また、提出された意見により案を修正したときは、その修正内容及びその理由もあわせて公表する。

なお、提出された意見に対して、個別の回答は行わない。

(2) パブリックコメント実施要項

○令和3年度都城市空家等の適正管理に関する条例パブリックコメント実施要項

(目的)

第1条 この要項は、都城市空家等の適正管理に関する条例を制定するに当たり、広く市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を募り、意思決定過程に反映させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「パブリックコメント」とは、都城市空家等の適正管理に関する条例の制定に当たり、市民等に当該条例の案（以下「空家等の適正管理に関する条例案」という。）を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見等の提出を受け、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等に対する考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要項において市民等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事業所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの

(公表の時期及び提出期間等)

第3条 議会は、都城市空家等の適正管理に関する条例の策定の意思決定前に空家等の適正管理に関する条例案を公表し、30日以上意見等の提出期間を設けるものとする。

2 議会は、前項の規定に基づき空家等の適正管理に関する条例案を公表する際は、目的、定義、空家等の所有者等の責務、市の責務、情報提供、緊急安全措置及び委任に必要な事項を明示するものとする。

(公表の方法)

第4条 議会は、前条の規定による公表を次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 都城市ホームページへの掲載
- (2) 都城市情報公開コーナーにおける閲覧又は配付
- (3) 議会が指定する場所での閲覧又は配付

(提出方法)

第5条 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 議会が指定する場所への書面の提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議会が認める方法

2 市民等は、原則として住所、氏名及び連絡先（団体等にあつては、所在地、名称、代表者氏名及び連絡先）を明らかにして、意見等を提出しなければならない。ただし、議会が特に認めた場合は、この限りでない。

(意見等の考慮)

- 第6条 議会は、提出された意見等を考慮して、空家等の適正管理に関する条例の策定の意思決定を行うものとする。
- 2 議会は、空家等の適正管理に関する条例の策定の意思決定を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、都城市情報公開条例（平成18年条例第28号）第11条に規定する非公開情報に該当するものは除く。
- (1) 提出された意見等の概要
 - (2) 提出された意見に対する議会の考え方
 - (3) 空家等の適正管理に関する条例案を修正したときは、その修正内容
- 3 議会は、前項の規定により考え方を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する議会の考え方をまとめて公表することができるものとする。
- 4 前項の規定に基づく公表の方法については、第4条の規定を準用する。

(4) パブリックコメント公表内容

提出された意見等及びそれに対する市議会の考え方

案件名：都城市空家等の適正管理に関する条例（案）

募集期間：令和3年5月14日（金）～令和3年6月14日（月）の32日間

意見等提出件数：1件

項目	意見等の内容	件数	市議会の考え（案）
その他	<p>当方平成23年7月土地を取得、平成26年6月住宅を建築（北側旗竿地に空家あり）</p> <p>平成26年11月頃、空家の所有者と思われる人物と対面、今後の為に連絡先を教えてください</p> <p>平成28年頃の台風で空家のコンテナが横倒しになり倒壊の恐れがあるため電話連絡するも応答なし、手紙にて状況をお知らせする⇒応答なし</p> <p>平成30年頃、空家の雑草繁殖が酷くなり害虫・爬虫類等発生したため市役所へ対応を依頼</p> <p>⇒業者を派遣してもらう</p> <p>それ以降一切適切な管理が行われず雑草は伸び放題、当方としては困り果てて毎年市役所へ対応をお願いしているが何ら処理してもらえず現在に至る</p> <p>令和3年4月頃には空家の敷地内へ侵入し奇声を発する不審者が発生</p> <p>近隣住民より当方が雑草等の処理をすべきではないかと対応を遠回しに迫られ苦慮している</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法を適用し適切かつ迅速に対応していただきたいと思っております</p>	1	<p>条例案には直接関係ありませんが、この条例ができることで、御意見のような案件に対し様々な緊急安全措置を講じる根拠ができるものと考えます。場合によっては、その後の特措法の適用にスムーズにつながることを期待できると考えます。</p> <p>なお、いただいた意見等については関係課へも情報を提供いたしました。</p>

(提案理由)

全国的に増え続けている適正に管理されていない空家等について、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、平成 27 年 2 月 26 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「特措法」という)が施行された。

この特措法に規定されていない情報提供や緊急安全措置等を定め、特措法との一体的な運用により、市民の安心安全な生活環境の保全を図り、地域の活性化に寄与することを目的として、条例を制定するもの。

議員提出議案第 7 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局】

条例名	都城市空家等の適正管理に関する条例		
制定改廃区分	■ 新規制定 □ 一部改正 □ 全部改正 □ 廃止		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」（以下、「特措法」という）に規定されていない情報提供や緊急安全措置等を定め、特措法との一体的な運用により、市民の安心安全な生活環境の保全を図り、地域の活性化に寄与することを目的として、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	次に掲げる事項について条例で規定。 1 空家等の所有者等及び市の責務 2 情報提供 3 緊急安全措置の実施に関する事項		
関係する法令及びその条項	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		

議員立法審議会 委員名簿

氏名	会派名	期間	備考
荒神 稔	進政会	R2. 10. 2～R3. 10. 1	座長、提案会派 1期目から継続
榎木 智幸	自民創生 → みらいねっと都城	R2. 10. 2～R3. 10. 1	副座長 1期目途中から継続
長友 潤治	進政会	R2. 10. 2～R3. 10. 1	書記、提案会派 1期目から継続
中田 悟	進政会	R2. 10. 2～R3. 10. 1	提案会派 1期目から継続
山内 いっとく	進政会	R2. 10. 2～R3. 10. 1	提案会派 1期目から継続
音堅 良一	公明	R2. 10. 2～R3. 10. 1	1期目から継続
森 りえ	日本共産党 都城市議団	R2. 10. 2～R3. 10. 1	1期目から継続
岩元 弘樹	一心会	R2. 10. 2～R3. 10. 1	1期目途中から継続
福島 勝郎	社民	R2. 10. 2～R3. 10. 1	
上坂 月夫	太陽の会	R2. 10. 2～R3. 10. 1	
迫間 輝昭	太陽の会	R3. 2. 2～R3. 10. 1	会派変動に伴い途中参加
別府 英樹	自民創生 → みらいねっと都城	R2. 10. 2～R3. 10. 1	
永田 浩一	自民創生 → (無会派)	R2. 10. 2～R3. 6. 4	所属会派変更により途中辞任